新型コロナウイルス感染症患者の退院(療養または隔離解除)基準について

■変異株患者退院の取扱いについて、現行の府退院(療養または隔離解除)基準に国基準のとおり追加する。

【変異株患者の退院基準の概要】

- 〇有症状者の場合、症状軽快後24時間経過した後、24時間以上間隔をあけ、2回のPCR検査または抗原定量検査で陰性を確認できれば退院とする。
- ○無症状者の場合、検体採取日から6日間経過後、24時間以上間隔をあけ、2回のPCR検査または抗原定量検査で陰性を確認できれば退院とする。
- ○患者が再度症状を呈した場合や無症状者が症状を呈した場合は、37.5度以上の発熱が24時間なく、呼吸器症状が改善傾向となるまで退院基準を満たさないものとする。
- ○変異株でないことが判明した場合は、現行の退院基準により対応する。

現行府基準(令和3年3月19日)

【有症状者】 原則として次の①又は③に該当する場合とする。ただし、次の②又は④に該当する場合も差し支えないこととする。

- (1)人工呼吸器等による治療を行わなかった場合
- ①発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過
- ②発症日から10日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後24時間経過した後に核酸増幅法等の検査を行い、 陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度 検体採取を行い、陰性が確認
- (2)人工呼吸器等による治療を行った場合
- ③発症日から15日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過
- ④発症日から20日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後24時間経過した後に核酸増幅法等の検査を行い、
- 陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認
 - ※ただし、③の場合は、発症日から20日間経過するまでは退院後も適切な感染予防策を講じるものとする。

【無症状病原体保有者】原則として次の⑤に該当する場合に、退院の基準を満たすものとする。ただし、次の⑥に該当する場合も退院の基準を満たす者として差し支えないこととする。

- ⑤発症日から10日間経過
- ⑥発症日から6日間経過した後に核酸増幅法等の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認
- ※ただし、発症日から日数等による基準(①,③,⑤)を満たした以降も感染性を維持している可能性がある患者(例:重度免疫不全者)の場合には、地域の専門医との相談も考慮すること。

府基準への追加案:追加内容国基準どおり

【上記新型コロナウイルス感染症患者のうち、変異株患者】

- ①新型コロナウイルス感染症の患者について、法第26条第2項において準用する法第22条の「病原体を保有していないこと」とは、37.5度以上の発熱が24時間なく、呼吸器症状が改善傾向であることに加え、24時間後に核酸増幅法又は抗原定量検査(以下「核酸増幅法等」という。)の検査を行い、陰性が確認された場合とする。
- ②上記の核酸増幅法等の検査の際に陽性が確認された場合は、24時間後に拡散増幅法等の検査を行い、陰性が確認されるまで、核酸増幅法等の検査を繰り返すものとする。
- ③また、無症状病原体保有者については、検体採取日から6日間経過した後に核酸増幅法等の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した**24**時間以後に再度検体採取を 行い、陰性が確認された場合とする。
- ④上記の核酸増幅法等の検査の際に陽性が確認された場合は、24時間後に核酸増幅法等の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を 行い、陰性が確認されるまで、核酸増幅法等の検査を繰り返すものとする。
- ⑤なお、患者が再度症状を呈した場合や無症状病原体保有者が新たに症状を呈した場合は、37.5度以上の発熱が24時間なく、呼吸器症状が改善傾向となるまで退院の基準を満たさないものとする。
- ⑥変異株でないことが上記退院基準を満たす前に判明した場合には、現行の退院基準により対応して差し支えない。